

## 別紙 I

### 自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

(保安管理業務の内容)

第1条 岡山市教育委員会（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）に委託する保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係わる業務であって、乙は甲の保安規程に基づいて業務を実施するものとする。

2 乙が定例的に実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。

(1) 仕様書に定める電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別紙Ⅱ別表第1「点検、測定及び試験の基準等」のとおり）を行い、技術基準への不適合または不適合になるおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指導または助言を行うこと。

(2) 保安管理業務のうち、別紙Ⅱ別表第2に該当する電気工作物について甲は、点検、測定及び試験の全部または一部を保安業務担当者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者等により確認されているものには、電気工事者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができるものとする。これに関し、甲の求めに応じて乙は助言を行うこととする。このほか乙が当該電気工作物の保安について、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、とるべき措置を甲に対し、助言を行うこと。

(3) 電気工作物の設置又は変更工事の工事期間中について、甲の通知を受けて、別紙Ⅱ「点検、測定及び試験の基準等」に定めるところにより、毎週1回以上の点検を行い指導又は助言を行うこと。

(4) 事故・故障発生時に次のイからニに掲げる対応を行うこと。

イ 事故・故障の発生や発生するおそれがある連絡を甲またはその従事者から受けた場合は、保安業務担当者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

ロ 保安業務担当者等が事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、保安業務担当者等が同様の事故・故障を再発させないための対策について、甲に指示または助言を行う。

ニ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安業務担当者等が甲に対し、事故報告するよう指示を行う。

(5) 電気事業法第107条第3項に定める立入検査の立ち会いを行うこと。

(6) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

(委託料)

第2条 甲が乙に支払う委託料は、契約書のとおり。

(甲及び乙の協力及び義務)

第3条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が指導、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

2 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

(保安管理業務の実施者等)

第4条 乙が保安管理業務を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）及び保安業務担当者の指示のもとに保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）は、別紙Ⅲに記載する者とする。

2 甲は、乙の保安業務担当者等と面談等を行い、本人確認を行うことができるものとする。

- 3 甲は、契約対象事業場において点検者が、「保安管理業務外部委託申請書」に記している、委託契約の相手方の保安業務担当者であることを、身分証明書（社員証）等で本人確認を行うものとする。
- 4 保安業務担当者は保安規程に基づき点検を自ら行う。また点検等の際は身分証明書の提示により、甲に対し本人確認の上、点検を行うものとする。
- 5 甲は自ら日常巡視を行い、乙は通常点検を行う前に甲が行う日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には保安業務担当者としての観点から点検を行うものとする。
- 6 保安業務担当者は、必要に応じて保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 7 保安業務担当者並びに保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 8 乙は、前各項で定める保安業務担当者等の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知することとする。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。

（甲、乙相互の通知義務）

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに乙に通知するものとする。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合
- (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
- (4) 電気工作物の設置又は変更工事を計画する場合並びに施工する場合及び工事の完成した場合
- (5) 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対して電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
- (6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- (7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- (8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
- (9) 電気の保安に関する組織を変更する場合（連絡責任者の変更など）
- (10) 代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- (11) 電気工作物に近接して電気工作物以外の作業を行う場合
- (12) その他必要な場合

2 乙は、次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとする。

- (1) 乙の執務時間内における乙への連絡方法
- (2) 乙の執務時間外における乙への連絡方法
- (3) その他必要な事項

（連絡責任者等）

第6条 甲は、当該事業場に設置してある電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者（以下連絡責任者及びその代務者を併せて「連絡責任者」という。）を定め、速やかにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知するものとする。
- 4 甲は、連絡責任者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- 5 乙は、連絡責任者との連絡を24時間対応とし、緊急時においても確実に連絡が行えるよ

う適切な措置を講じること。

(記録の確認等)

第7条 乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

2 乙は甲が実施した巡視結果について記録を確認し、指導、助言を行うこととする。

(保安業務担当者等の資格等)

第8条 乙は、保安業務担当者等に、電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてること。

(記録の保存)

第9条 甲は、乙が行う点検等の終了後に保安管理業務担当者等から結果の報告を受け、その実施者及び点検結果等に係る記録を確認のうえ、保安規程の定めに従い、保存するものとする。

(備品等の整備)

第10条 甲は、乙と協議の上、乙の負担において電気工作物の保安管理に必要な消耗品等を整備するものとする。

(機密の保持)

第11条 乙は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないこと。

(電気工作物以外の不安全施設に対する措置等)

第12条 保安管理業務を実施するための通路または作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設(以下「不完全施設」という。)がある場合は、甲乙協議の上、速やかに改修するものとする。

2 前項の不完全施設の改修に要する費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は甲と協議し、不完全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。

4 乙は、不完全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、この契約を解除することができる。

(点検の頻度と絶縁監視装置)

第13条 乙が定期的に行う点検内容は第1条(保安管理業務の内容)によるものとし、点検頻度は次のとおりとする。

(1) 月次点検等 毎月1回以上

(ただし、絶縁監視装置設置の岡山学校給食センター、設備容量が101KVA未満の興除学校給食センターは、隔月でよい)

(2) 年次点検 毎年1回

(3) 臨時点検 必要の都度

(4) 工事期間中 毎週1回

2 甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、乙は監視装置(絶縁監視装置)を設置することができる。

3 監視装置(絶縁監視装置)は、常に正常に稼働するように乙の責任の下にメンテナンスを行うものとする。

4 甲の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置(以下「絶縁監視装置」という。)を設置した場合は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 絶縁監視装置は乙が設置するものとし、設置工事に要する費用及び保守費用は乙が負担すること。

(2) 甲は、乙が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとし、乙の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わないこと。

(3) 絶縁監視装置の情報を、甲の加入電話回線を利用して自動的に乙の事業所に通報する場合または甲が乙に電話連絡する場合の電話料は甲が負担すること。

(4) 甲の電気工作物が変更等により絶縁監視装置の設置要件に適合しなくなった場合及び電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等絶縁監視装置による監視が不能となった場合並びにこの契約が消滅した場合、絶縁監視装置を乙が撤去すること。

(損害賠償)

第14条 乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとする。

(契約の解除等)

第15条 本仕様書の保安業務対象の自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

(1) 廃止された場合

(2) 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合

(3) 一般用電気工作物となった場合

(4) 受電電圧が7,000Vを超えた場合

(5) 発電所の出力が1,000kWを超えた場合

(6) 構外にわたる配電線路の電圧が600Vを超えた場合

(その他)

第16条 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

別紙Ⅱ  
別表第1

点検、測定及び試験の基準等

<p>1. 電気工作物の点検、測定及び試験の基準 電気工作物の維持及び運用のために行う点検、測定及び試験は、原則として別表第3に基づき実施するものとする。</p> <p>2. 電気工作物点検の種類及び周期</p> <p>(1) 月次点検 別紙Ⅰ第13条【点検の頻度と絶縁監視装置】に定める頻度で、設備が運転中の状態で別表第3の点検基準に基づいて点検、測定、試験を行う。</p> <p>(2) 年次点検 毎年1回の頻度で停電により設備を停止状態で別表第3の点検基準に基づいて、点検、測定、試験を行う。</p> <p>(3) 臨時点検 電気事故その他異常が発生したとき、異常が発生する恐れがあるとき又は、年次点検で測定した値等に経年変化等の著しい徴候が見られたときに別表第3の点検基準に基づいて点検、測定、試験を行う。</p> <p>(4) 工事期間中の点検 電気工作物の設置又は改造の工事が自家用電気工作物の技術基準等への適合状況を確認するため毎週1回の頻度で自家用電気工作物の施工状況の確認及び別表第3の備考に基づいた外観点検を行う。</p> <p>3. 甲が行う点検の種類及び周期 日常巡視 運転中の電気設備、周辺の状況等を定期的に巡回しつつ目視、嗅覚、聴覚等により異常の有無を点検する。</p>
---

別表第2

<p>1. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物で次のもの。</p> <p>(1) 建築基準法第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備</p> <p>(2) 消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等</p> <p>(3) 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機器</p> <p>(4) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)</p> <p>(5) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)</p> <p>2. 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難で次のいずれかに設置される自家用電気工作物。</p> <p>(1) 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)</p> <p>(2) 情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算機室等)</p> <p>(3) 衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)</p> <p>(4) 機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)</p> <p>(5) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)</p> <p>3. 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物。</p> <p>4. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物。</p>
--

別表第3

## 点 検 基 準 (1/2)

電 気 工 作 物		点検・測定・試験項目	点 検 区 分			
			月次点検	年 次 点 検	臨時点検	工事期間中の点検
引 込 設 備	引込線 支持物 区分開閉器 電線・ケーブル 避雷器 接地工事 (接地線、保護管等) 地中電線路	外観点検	○	○	必 要 な 項 目	○
		保護継電器との連動試験		○		
		保護継電器の特性試験		○		
		絶縁抵抗測定		○		
		接地抵抗測定		○		
受 電 設 備	受電室・電気室 キュービクル	外観点検	○	○		○
		計器指示値の確認	○	○		
	遮断器 開閉器 断路器	外観点検	○	○		○
		保護継電器との連動試験		○		
		保護継電器の特性試験		○		
		絶縁抵抗測定		○		
	電力ヒューズ 計器用変成器 母線・支持物 避雷器 電力用コンデンサー 直列リアクトル	外観点検	○	○		○
		絶縁抵抗測定		○		
	変圧器	外観点検	○	○		
		二次漏洩電流測定	○			
		二次電圧・負荷電流測定	○			
		絶縁抵抗測定		○		
		絶縁油の点検		必要の都度※		
		内部点検		必要の都度※		
	受電盤 配電盤 制御回路	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		
		保護継電器の特性試験		○		
		計器校正試験・シーケンス試験		必要の都度		
	蓄電池 充電装置	外観点検	○	○	○	
		電池の比重・液温・電圧測定		○		
接地工事 (接地線、保護管等)	外観点検	○	○	○		
	接地抵抗測定		○			
配 電 設 備	支持物 電線・ケーブル 開閉器類 避雷器 接地工事 (接地線、保護管等)	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○		
		接地抵抗測定		○		

## 点 検 基 準 (2/2)

電 気 工 作 物		点検・測定・試験項目	点 検 区 分			
			月 次 点 検	年 次 点 検	臨 時 点 検	工 事 期 間 中 の 点 検
負 荷 設 備	電動機 電力応用機器 電熱装置 電気溶接機	外観点検	○	○		○
	照明装置 その他電気機械器具	絶縁抵抗測定		○		
	接地工事 (接地線、保護管等) 配線 配線器具	接地抵抗測定		○		
発 電 設 備	原動機・発電機	外観点検	○	○		○
		始動・停止試験 (電圧・周波数特定)		必要の都度		
	蓄電池	絶縁抵抗測定・接地抵抗測定		○		
	接地装置・始動装置	電気関係保護継電器との連動試験		○		
	その他付属装置	電気関係保護継電器の特性試験		○		
		電池の比重・液温・電圧測定		○		
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原動機	外観点検	○	○		○
		自動始動・自動停止試験		○		
	発電機	手動始動・自動停止試験	○			
	始動装置	発電電圧及び周波数測定	○	○		
	蓄電池	絶縁抵抗測定		○		
	充電装置	接地抵抗測定		○		
	接地装置	電気関係保護継電器との連動試験		○		
	その他付属装置	電気関係保護継電器の特性試験		○		
		電池の比重・液温・電圧測定		○		
絶 縁 監 視 装 置 (設定の上限値50ミリアンペア)		外観点検、警報レベルの確認	○	○		○
		設定値における誤差確認		○		
		動作試験・警報発報試験	○	○		
		自動伝送試験	○	○		

必  
要  
な  
項  
目

【備考】

1. 外観点検とは、主として目視等により下記の点検をおこなう。
  - (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
  - (2) 電線と他物との離隔距離の適否
  - (3) 電線相互の接続及び絶縁状態
  - (4) 機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無
  - (5) 接地工事(接地線・保護管等)の保安装置の取付状態
2. 年次点検には、月次点検を含む。
3. ※を付した事項は過去の実績により、その一部又は全部を省略することができる。ただし3年を限度とする。

別紙Ⅲ

保安管理業務担当者等

区 分	氏 名	生 年 月 日	電気主任技術者 免状の種類・番号
保安管理業務担当者			
保安管理業務従事者			

別表第4

太陽電池発電所点検基準

電気工作物		点検・測定・試験項目	点検区分				
			月次点検	年次点検	臨時点検	工事期間中の点検	
太陽電池発電所	光電池設備	外観点検	○		必要な項目	○	
		接地抵抗測定		○			
	蓄電池設備 ・蓄電池 ・充電装置 ・付属装置	外観点検	○				○
		絶縁抵抗測定		○			
		接地抵抗測定		○			
		蓄電池電圧・比重・液温測定		○			
	電力変換装置	外観点検	○				○
		絶縁抵抗測定		○			
		接地抵抗測定		○			
	配電盤等 ・遮断器 ・開閉器 ・変圧器 ・制御装置 ・保護継電器等	外観点検	○				○
		電圧・電流測定	○	○			
		絶縁抵抗測定		○			
		接地抵抗測定		○			
		継電器との連動動作試験		○			
		継電器動作特性試験		○			
		漏えい電流測定	○	○			
絶縁油の点検・試験			○				
内部点検		○					
制御装置試験		○					

1. 保安装置と高圧遮断器等の連動動作試験は継電器のテストボタンなどにより作動させる場合がある。
2. 内部点検・絶縁油試験・絶縁診断等は状況によって実施する。